



** 保育園について **

★ 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 ゆうかり
代表者氏名	理事長 水流 源彦
法人の所在地	鹿児島市岡之原町 1005 番地
法人の電話番号	099-243-0535
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

★ 事業の目的

事業の目的	本園は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行う事を目的とする。
運営方針	本園は、児童福祉法、子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。

★ 保育園の概要

名称	ゆうかり保育園
所在地	〒891-0116 鹿児島市上福元町 5828 番地
認可または認証年月日	平成 19 年 4 月 1 日（平成 27 年 4 月 1 日）
電話番号等	TEL 099-263-1775 FAX 099-263-1776 H P http://yuukari-s.jp E-mail hoikuen@yuukari-s.jp
施設長氏名	水流 源彦
開所日	月曜日～土曜日
開所時間	7 時 00 分から 19 時 00 分まで
うち延長保育時間	18 時 00 分から 19 時 00 分まで
標準保育の保育時間	7 時 00 分から 18 時 00 分まで
保育短時間の保育時間	8 時 30 分から 16 時 30 分まで
休園日	日曜日・祝祭日・年末・年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、3 月 31 日 { 3 月 31 日が日曜日の場合は 3 月 0 日（土）が休園となります。} ※災害等で正常な保育をすることができない場合は、臨時に休園することがあります。



* 保育園について *

★ 保育園の概要

利用定員（年齢別）	本園の法第 31 条第 1 項の利用定員は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める。 (1) 法第 19 条第 1 項第 2 号に規定する子ども 35 人 (2) 法第 19 条第 1 項第 3 号に規定する子ども（以下「3号認定子ども」という。）のうち満 1 歳以上の子ども 24 人 (3) 3号認定子どものうち満 1 歳未満の子ども 11 人
提供する保育等の内容	本園は、保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に基づき、保育内及び給食並びに健康管理について、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立て、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行なう。 特定教育・保育（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。 (1) 園長 1 名 (2) 保育士 18 名以上（主任を含む） (3) 調理員 3 名以上（栄養士含む） (4) 事務員 1 名以上
職員数	
取扱う保育事業の種類	延長保育・障害児保育
職務の内容	(1) 園長は園の業務を統括し、渉外・保育業務の管理、人事及び事務管理に従事する。 (2) 統括保育士は園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。 (3) 保育士は保育に従事し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行う。 (4) 調理員は給食業務に従事する。 (5) 事務員は事務・園内雑務に従事する。 (6) 嘱託医は心身の健康管理業務を行う。 (7) 嘱託歯科医は歯の健康管理業務を行う。